

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第12回〕

－迷ったときの違反処理ナビQ & A－

違反処理研究会

《Q94》その位置、構造及び設備が技術上の基準に適合している危険物製造所等で、未だに許可を受けられておらず現に指定数量以上の危険物が貯蔵されていた場合、これは消防法第10条第1項に違反するのでしょうか。

《北海道A市消防本部 予防指導課 K・Sさん》



消防法第10条第1項に規定される危険物製造所等とは、同法第11条第1項の規定に基づき設置許可を受けているものに限られる。

【ヒント】消防法における危険物規制の現状で、難しい問題の一つが質問のようなケースではないかと思えます。つまり、消防法第10条第1項では、製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱ってはならないとし、ここでの製造所、貯蔵所及び取扱所は、許可を受けた製造所等でなければならないと明確に規定していません。そして、次の同法第11条第1項に移って初めて製造所、貯蔵所及び取扱所は許可を受けなければならないとしているのです。しかも、この消防法第11条第1項違反には罰則規定が用意されていることから考えますと、消防法には許可を受けた製造所等と許可を受けていない製造所等の両方が存在するように規定の体裁から理解することができるところです。この点で、消防法第10条第1項が許可を受けた製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いを禁止している規定だとは、断定的に理解し難いところがあるように見えてくることになります。質問の趣旨は、まさに以上のような観点からの疑問によるのではないのでしょうか。

仮に、消防法第10条第1項の製造所等の意味を必ずしも許可を受けた施設に限定されないと立場を貫くと、質問にあるような技術上の基準に適合した製造所等が無許可で設置され、現にそこで指定数量以上の危険物が貯蔵されているとすれば、この場合は消防法第11条第1項の違反のみが成立し、消防法第10条第1項違反は成立しないということになります。

ところで、危険物規制の根幹に関わりますが、一般的に、消防法は危険物製造所等の位置、構造及び設備のハード面に着目して許可制に服させようとしているように理解されているむきがありますし、危険物の貯蔵、取扱いといったソフト面については、許可とは無関係なように思われているふしがあります。しかし、危険物の許可要件を見て自ずと理解できるように、そこには危険物製造所等の位置、構造及び設備の安全性と、危険物の貯蔵、取扱いの安全性の両方を審査して許可を行うことにされていることから、基本的に消防法第10条第1項の趣旨は、あくまで指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは、位置、構造及び設備の安全性と貯蔵、取扱いの安全性が共に担保された危険物製造所等で行わせることを意図した規定であると解さなければなりません。こうしたことでは、指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いについても、製造所等の設置と同じように許可を受けて初めて行えるものと理解する必要があります。したがって、上記のように解される結果、消防法第10条第1項に規定されている製造所、貯蔵所及び取扱所というのは、許可を受けているものに限られるということになります。

要するに、いくら位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していたとしても、そもそも許可を得て安全性が確認されていない製造所等においては指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いを行うことを消防法第10条第1項は許容していないものと理解しなければなりません。

《Q95》無許可で危険物製造所等を設置し、そこに指定数量以上の危険物を貯蔵していた場合、どのような違反が生じますか。

《北海道A市消防本部 予防指導課 K・Sさん》



消防法第10条第1項と同法第11条第1項の違反の両方が成立する。処罰は併合罪として処理される。

【ヒント】危険物製造所等を無許可で設置したことは消防法第11条第1項に違反することは明らかです。また、無許

可の製造所等で現に指定数量以上の危険物を貯蔵していることは、消防法第10条第1項に違反します。しかし、ここで注意する必要があるのは、「製造所等を無許可で設置した」という状態がどういう状態を指すのかということを考えなければなりません。例えば、下にブロックを敷き、その上にタンクを置いただけの状態では指定数量以上の危険物を貯蔵している場合、到底、製造所等を設置して違反貯蔵を行っているとは言えません。

実務では、製造所等を設置しているか否かの判断に迷う微妙なケースもあるでしょうから、ここらあたりの考え方もしっかり組み立てておくことが重要です。

また、消防実務では、消防法第10条第1項違反と同法第11条第1項違反の両方が成立するときには法条競合によって消防法第10条第1項違反のみが処罰対象になるとされています。つまり、消防法第11条第1項は、「許可を受けずに施設を設けること」にあり、他方、消防法第10条は、「許可を受けずに設けられた施設において、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うこと」であることから、同法第11条第1項の構成要件が第10条第1項の構成要件の一要素としてこれに吸収されてしまうからだとされているのです。

しかし、両者の構成要件は吸収される関係にはありませんから、これまでの消防実務の考え方は誤っていると思われるかもしれません。要するに、消防法第10条第1項の規定は、指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いは、十分安全性が確認されている製造所等で行わせようとの趣旨から、許可を受けた製造所等以外の場所では当該指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを行ってはならないとするものです。

他方、消防法第11条第1項は、製造所等の位置、構造等が技術上の基準に適合し、かつ、危険物の貯蔵、取扱いの安全性が確認された場所で危険物の貯蔵、取扱いを行わせるという趣旨に立って、製造所等を設置する前には許可を受けることを義務付けるものです。したがって、両規定の間には構成要件の重なりはありませんので、無許可で製造所等を設置し、そこにおいて指定数量以上の危険物の貯蔵をしていた場合には、消防法第10条第1項と同法第11条第1項の両規定違反とし、両者は併合罪として処罰されるものと考えられるのです。

《Q96》消防法令違反を告発する場合、基本的に故意犯処罰が原則ですが、例えば、市販の解説書やあるいは弁護士の意見等に従って行為を行ったというときには、故意犯を免れるのでしょうか。

《千葉県N市消防本部 K消防署 H・Sさん》



一般的に、市販の解説書や、弁護士、専門の学者の意見に従った場合などにおいては故意犯を免れない。

【ヒント】ごく一般的には、自己の行為が許されないものであることを知らなかったことについて相当な理由がある場合には処罰されないものと考えられます。例えば、規制行政庁の公式な指導や見解に従って行為したような場合は、普通の常識を備えた人であれば、同じように行為者の立場に立たされれば同じように自分の行為が許されたものと判断するだろうと考えられますから、相当な理由があるといえます。

しかし、消防法の逐条解説の様な立案者の解説書や、弁護士、専門の学者等の意見に従ったという場合には、そもそも規制行政庁という立場ではなく、単に第三者として各々の意見が述べられているに過ぎませんから、こうした意見に従ったというだけでは相当な理由があったとはいえません。

また、下級審判決で法令違反ではないとされた判決に従ったというような場合はどうかというと、下級審判決は後に上訴され覆される可能性が高いことから、最高裁判決に従ったという以外には、相当な理由があったとは言えないように考えられます。

《Q97》先般、共同防火管理に係る消防法の一部改正が行われ、統括防火管理者の位置付けが強化されたところですが、現実はこの統括防火管理者が防火管理業務を懈怠し、各テナントの防火管理者に必要な指示を行って防火管理業務を行っていないときには、全てのテナントの管理権原者が改正後の消防法第8条の2第6項の命令の名宛人になるのでしょうか。また、統括防火管理者の指示を無視して防火管理業務を怠る防火管理者には、どんな消防法令違反が生じ、これに対してどのような措置をとることができるのでしょうか。

《長崎県K町消防本部 予防課 K・Hさん》



基本的に統括防火管理者の選任協議に当たった全ての管理権原者が名宛人になる。また、統括防火管理者の指示に従わないテナントの防火管理者

については、結果的に統括防火管理者の管理業務を妨げることになるため、改正消防法第8条の2第6項の措置命令や同法第5条の2の使用停止命令を管理権原者が受けることになる。なお、指示に従わないような防火管理者の処遇に対しては結果的に統括防火管理者